

鳥取縣公報

告示

鳥取縣告示第九十二號

纖維製品配給消費統制規則第七條ノ規定ニ依リ指定纖維製品ヲ取扱フ團體左ノ通指定ス

昭和十七年二月二十四日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

國有鐵道共濟組合米子購買支部
日本鑛業株式會社購買會 (岩美郡小田村)

保證責任餘子信用購買販賣利用組合
保證責任津ノ井 同

鳥取縣告示第九十三號

纖維製品配給消費統制規則第二十條第四項ノ規定ニ依リ業務用衣料品購入票ノ様式左ノ通定ム

昭和十七年二月二十四日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

業務用衣料品購入票様式 (用紙寸法日本標準規格A列五)

昭和十七年二月二十四日
第千三百十號

火曜日

本書ノ大キサハ國定規格A5判

第 回	
業務用衣料品購入票	
當名	當量
製品割數	割數
給者所	氏名
受住	氏名
購入先	氏名
住所	氏名
昭和 年 月 日發行	
鳥 取 縣	
(裏面注意)	

注 意

- 一 本券ノ有効期間ハ發行ノ日ヨリ十日間トス
- 一 本券ノ交付ヲ受ケタル者ハ之ヲ他人ニ讓渡スルコトヲ得ズ
- 一 本券ニ番號及縣印ナキモノハ無効トス
- 一 本券ト引換業務用衣料品ヲ讓渡シタルモノハ引換後遲滞無ク消印ヲ本券ニ捺捺スベシ
- 一 本券ト引換ニ業務用衣料品ヲ讓渡シタル者ハ纖維製品配給消費統制規則第二十五條及第三十四條ノ規定ニ依ル手續ヲナスベシ

01050

鳥取縣告示第九十四號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ノ規定ニ依リ指定地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニシテ組合員ニ非ザル者ニ付アモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十七年二月二十四日

鳥取縣知事 土肥米之

(イ) 組合ノ名稱及地區 鳥取縣蠶繭製織製造販賣業組合

(ロ) 地區 鳥取縣二岡

二 構成員タル資格

地區内ニ於テ蠶繭網及蠶簇ノ製造又ハ販賣ヲ業ト爲ス者

三 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

(イ) 額

品種	規	格	單位	生産者	卸賣業	小賣業	備考
蠶繭網	三尺五寸	二尺五寸	一枚	販賣者	販賣者	販賣者	糸卷ノモ
(十九本)	(十三本)	一枚	八、六	九、六	二〇		

本表價格ハ賣主庭先又ハ店先渡價格トス

(ロ) 實施ノ日 昭和十七年二月二十四日

四 認可ニ附シタル條件

(イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ (ロ) 認可價格及實施ノ日ヲ組合員ノ營業所ニ揭示スベシ

鳥取縣告示第九十五號

昭和十七年二月十六日縣參事會ノ議決ヲ經タル昭和十六年度鳥取縣歲入歳出追加更正豫算並昭和十七年度鳥取縣歲入歳出追加豫算ノ要領左ノ通

昭和十七年二月二十四日

鳥取縣知事 土肥米之

昭和十六年度鳥取縣歲入歳出追加更正豫算

△印減高

第四款 地方分與	稅	一三、九九〇
第二項 配付	稅	一三、九九〇
第七款 使用材料及手數料	料	一、五六八
第二項 手數	料	一、五六八
第八款 國庫下渡金	金	二一五
第一項 警察費下渡金	金	二一五
第九款 雜收	入	一八〇

01051

第一項 物品賣拂代

歲入經常部計

臨時部

第一款 繰越金

第一項 前年度繰越金

第二款 國庫補助金

第一項 統計費補助金

第三項 教育費補助金

第五項 勸業費補助金

第六項 社會事業費補助金

第七項 時局事務補助金

第三款 寄附金

第一項 土木費寄附金

第四項 勸業費寄附金

歲入臨時部計

歲出

經常部

第三款 縣職員費

第二項 廳費

一八〇

一五、九五三

五、三八四

二二、七六三

八五〇

一、八〇〇

九四、六五五

七、九〇〇

一六、五五八

二五、四〇九

五〇〇

二四、九〇九

一五二、五五六

一六八、五〇九

第四款 警察費

第二項 廳費

第七款 教育費

第五項 商業學校費

第十款 勸業費

第五項 修鍊農場費

第十三項 商工獎勵館費

第十四項 產業獎勵費

第十一款 社會事業費

第四項 勞務動員協議會費

歲出經常部計

臨時部

第一款 土木費

第一項 土木建築監督吏員費

第四項 道路費

第二款 教育費

第四項 農業學校費

第十項 商業學校費

第一款 勸業費

六一六

六一六

一〇〇

一〇〇

二九、一〇〇

三七八

二二、六四九

六、〇七三

七、八〇〇

七、八〇〇

三八、八六六

二、〇六八

一、五六八

五〇〇

一、八〇〇

七〇〇

一、一〇〇

九、八八二

九、八八二

01052

第十款 勸業補助費	三一、六四七	歲入	
第一項 勸業補助費	三一、六四七	經常部	
第十二款 社會教育補助費	一〇〇	第五款 舊法ニ依ル稅收入	三六〇
第一項 社會教育補助費	一〇〇	第一項 營業收益稅附加稅	三六〇
第三十四款 變費	三一、五三八	但シ營業收益稅豫算金高四百六十圓本稅一圓ニ付金七十八錢三厘三毛	
第一項 縣職員費	三〇〇	第七款 使用料及手數料	二、九四〇
第四項 勸業費	一四、六八〇	第一項 使用料	二、六四〇
第七項 國民精神總動員費	一六、五五八	第二項 手數料	三〇〇
第五十三款 雜出	五、三八四	第九款 雜收入	一、五〇〇
第三項 過年度返納金	五、三八四	第六項 物品賣拂代	一、五〇〇
第六十二款 農地造成改良事業費	△ 四四、一〇〇	歲入經常部計	四、八〇〇
第四項 自作農創設未墾地開發事業費	△ 四四、一〇〇	臨時部	
第六十八款 十六年起自作農創設未墾地開發事業費本年度支出額	四四、一〇〇	第三款 寄附金	一七、〇三五
第一項 十六年起自作農創設未墾地開發事業費本年度支出額	四四、一〇〇	第二項 教育費寄附金	一七、〇三五
第六十九款 十六年第二次水害復舊耕地事業費本年度支出額	四六、二二四	歲入臨時部計	一七、〇三五
第一項 十六年第二次水害復舊耕地事業費本年度支出額	四六、二二四	歲出合計	二一、八三五
歲出臨時部計	一二九、六四三	第七款 教育費	三、三〇〇
昭和十七年度鳥取縣歲入歲出追加豫算	一六八、五〇九	經常部	

01053

第一項 師範學校及八頭高等女學校費	三、三〇〇
第十款 勸業費	一、五〇〇
第七項 蠶業試驗場費	一、五〇〇
歲出經常部計	四、八〇〇
臨時部	
第三款 教育費	一七、〇三五
第三項 八頭高等女學校建設費	一七、〇三五
歲出臨時部計	一七、〇三五
歲出合計	二一、八三五

鳥取縣告示第九十六號

味噌醬油等配給統制規則第二條及第五條ノ規定ニ依リ左ノ通指定ス

昭和十七年二月二十四日

鳥取縣知事 士 肥 米 之

第二條ノ規定ニ依リ指定シタル者

鳥取味噌統制株式會社

第五條ノ規定ニ依リ指定シタル者

鳥取醬油統制株式會社

彙報

傷痍軍人に配偶者斡旋

縣・市町村に結婚相談部設置

(社會課)

一身を鴻毛の輕きに比して挺身敢闘し、不幸敵彈に傷いて内地へ送還せられ、再び銃後にあつて戦域に挺身奉公せんとする傷痍の勇士に、手となり足となりそして良き相談相手となるべき配偶者の斡旋をしようと、縣では直接相談斡旋に當る機關として各市町村銃後奉公會に「市町村傷痍軍人結婚相談部」を置き、之等市町村傷痍軍人結婚相談部の指導連絡機關として縣に「鳥取縣傷痍軍人結婚相談部」を設置し傷痍軍人に對する結婚の重要性を認識せしめ、積極的に好配偶者の斡旋をなすと共に結婚後の援護指導をも行ひ、傷痍軍人をして再起奉公の志操を固めさせ以て率先垂範聖職完遂の推進力たらしめることとなつた。

更に本事業が重要且つ困難なるに鑑み、傷痍軍人に一生涯を捧げんとする健氣な女性の前途を祝福し、併せて傷痍軍人をして再

01054

起奉公の精神を昂揚せしめるため「結婚獎勵内規」を定め、項症以上(見込者を含む)の傷痍軍人に結婚した婦人、本縣在住の傷痍軍人に結婚した婦人には祝賀状及記念品(記念品額は三項症以上三十圓以内、四項症以内は十五圓以内とし鏡臺又は額縁を贈呈することになつてゐる。

右相談部の事業としては希望者の調査、結婚斡旋及び指導學式の斡旋及び指導、結婚後の接護及び指導、結婚の本義並に傷痍軍人の家庭成立の重要性に對する認識の普及徹底、關係機關の聯絡及び協調、結婚者に對する慶祝其の他の事業を行ふことになつてゐるが、此處に市町村に於ける相談部の要項を記せば次の如くである。

- 一 専任職員一名を置き諸般の事務を掌る。
- 二 右職員の外方面委員、教職員及び宗教家、各種団体長、其の他有識徳望家の中から斡旋委員若干名を選任する。
- 三 概略次の事項に留意し其の職務に當る。
 - 1 傷痍軍人に好配偶者を斡旋し再起奉公の實踐を愈々鞏固ならしめるやう指導する。
 - 2 斡旋に付ては先づ親戚、知己、縁故等の力に俟つも、傷痍疾病の種類、程度、又は境遇等に依り親戚、知己、縁故等の力にのみ依り難い場合に於ては相談部に於て特に積極的に之が

- 3 一般國民特に結婚適齡期の女子青年に對し傷痍軍人を正しく認識せしめ、進んで傷痍軍人の配偶者たらしとする思想の涵養に努める。
- 4 常に傷痍軍人の心情を理解し懇切を旨とし親身の相談相手となるやう努める。
- 5 常に秘密を嚴守し希望者及び適格者の調査(傷痍軍人に對しては傷病名及び傷病概況、現在の健康狀況、現在の職業及び就業狀況、家庭の狀況、本人の希望、女子青年に對しては教養の程度及び思想の動向、健康の狀況、家庭の職業及び生活の狀況、家族の狀況本人の希望等)並に相談に當り其の適正を期すると共に斡旋の困難なものには調査票、寫眞、履歷書、戶籍謄本等を取纏めて鳥取縣傷痍軍人結婚相談部に聯絡をし協力を求める。
- 6 斡旋に付ては特に優生結婚法の精神に遵ひ相互に健康診斷を尊重して責任ある醫師の意見に従ふ。
- 7 旋斡及び相談等に要す經費は一切徴收しない。
- 8 結婚式を擧げるに至つた場合は特に次の事項に留意して指導する。
 - イ 入籍手續は即日之を完了する。

01055

結婚に要する經費は最少限度に止める。

- ハ 需めに應じて鳥取縣傷痍軍人結婚相談部の係官が司會に當り其の他關係々員を盛儀に列せしめる。
 - ニ 學式は成るべく神社又は會館等の適當な場所を選定し嚴肅且つ簡素を旨とする。
 - 9 結婚後の接護指導に努める。
 - 10 斡旋に關しては常に各關係機關及び団体相互間に聯絡協調を保つて萬全を期する。
- 四 別に定める規定に依り獎勵品及び記念品を贈呈するを以て部内各機關と聯絡の上之に洩れる者のないやう努める。

本年の前期肥料配給に就て

—— 能率的施用に努めよ ——

(農務課)

本年の一月一七月の期間に於ける本縣割當統制肥料は、前年同期に比し無機質窒素肥料八〇%、磷酸肥料五三%、有機質肥料六八%であつて、これが配給割當に當つては主要食料重點主義によつて割當てられてゐる。従つて各市町村農會に於てもこの方針の

もとに各作物に割當を行つて消費調整の萬全を期することとなつてゐるから、各消費者に於ても充分考慮して有効に使用し、最少の肥料によつて最大の効果を擧げ得るやう特に研究施用を希望する。

(一) 作物別配給豫定限月

肥料名稱	施用作物名	配給限月
硫酸アンモニヤ	桑園跡作麥、馬鈴薯、菜種、ラミー麻類、苗代(稻の10%)、園藝食用作物、稻早植地方(三五%)、稻(追肥)、桑、果物	三月上旬 五月中旬
過磷酸石灰	馬鈴薯、綠肥、煙草、園藝食用作物、雜穀、甘藷	二月下旬 四一五月中旬
石灰窒素	稻	二一五月上旬
トーマス燐肥	稻	三一六月中旬
燐酸アルミナ	桑	五一六月中旬
高度化成肥料	稻	二一六月中旬
特殊化成肥料	稻	二一六月中旬
臨時配合肥料	麥	二一三月中旬
八號、九號、十一號	稻	四一五月中旬
十號	桑(春肥)	三月中旬
十號	桑(夏肥)	六月中旬

01056

(二) 特殊肥料並に臨時配合肥料
硫安及び過磷酸石灰、加里鹽等の配給の減少に伴ひ化成肥料、トーマス燐肥、燐酸アルミナ、苦汁加里鹽等の特殊肥料を配給すると共に、臨時配合肥料も全面的に改訂(鳥取縣公報第一三〇五號)二月六日發行(縣告示第六十六號)せられてゐるから、充分その成分を考慮して施用せられたい。

(三) 石灰施用
土壤の理學的性質の改善及び土中の不溶解成分の可溶化を圖つて肥料不足に對處する爲、石灰を合理的に利用することは最も有効であるから、土質・作物等考慮して適當に施用されたい。大体の施用標準を示すと次の如くである。

- 麥 段當一〇貫程度
- 稻 綠肥、山野草の施用、菜種跡地 段當一〇貫程度
- 桑 段當一五貫—二〇貫 (綠肥鋤込には特に施用)
- 其他作物 酸性土壤の畑地 一〇貫程度

蠶業試驗場男講習生募集

(農務課)

宣戰の大詔を拜し、萬民必勝の信念を以て億兆一心職域奉公に

邁進する秋、蠶業界は昨秋の時局下食糧増産に處する桑園整理を恰も聖戰應召と見做して意氣益々軒昂、本年は短纖維へ或は無括生糸の生産へと新しい用途に向ひ進軍せんとしてゐる。

然るに各種産業に對する農村青少年の進出は、農村に蠶業指導者の不足を來したるを以て、蠶業に關する學理技術を授け、農村に於ける蠶業中堅指導者養成のため、新に蠶業試驗場蠶業講習部に女子入學制度新設の必要を認め、來る四月より男子部二十名、女子部二十名計四十名の講習生を募集することとなつた。

教授及び訓練期間は男子部、女子部共一ヶ年で、此の間修身公民科、普通學科、教練科(男)体操科(女)家庭科(女)職業科等を教授及び訓練せしめることになつてゐる。

入學資格は年齢滿十四歳以上にして國民學校高等科卒業又は之と同等以上の學力を有する者であつて、希望者は來る三月三十一日までに入學願書に履歷書を添へて東伯郡日下村大字上井鳥取縣蠶業試驗場に提出すれば宜い。(推薦に依るものは願書の餘白に推薦を受けること)。

選拔考査は四月四日蠶業試驗場、蠶業取締所鳥取、郡家、米子、黒坂各支所及び出張所に於て口頭試問が行はれることになつてゐるが、市町村長、國民學校長、青年學校長等の推薦に依るものは優先的に入學が許可せられる。

01057

試料中の所要經費は書籍費約六圓、實用具費約四圓、寄宿舎賄費月十圓内外となつてゐて、授業料は不要で月手當三圓を支給されることになつてゐる。

因に女子部新設は女子に最も適したる蠶業指導者養成たるを以て各製糸工場、蠶業團體方面より今から其の卒業生に期待をかける。尙ほ詳細は直接蠶業試驗場に照會せられたい。

◎行旅死亡人

- 一本籍並ニ住所 不明
- 一氏名 自稱 毛利 清
- 一年齡 推定 四十歳
- 一人相特徴 身長五尺三寸位 體格中肉 面長ノ方 頭髮五分列其ノ他普通 一見漁師態ナリ
- 一着衣 肌着トシテ繼當シタル白木綿開襟シャツ、國防色ノ木綿乘馬ズボン、木綿縞ノ判天、破レ細布
- 一遺留品ナシ
- 一死亡年月日 昭和十六年十二月十九日午前六時
- 一死亡場所 帶廣市西三條北二丁目帶廣行旅病舎内
- 一假埋葬場 帶廣市伏吉共同墓地
- 一取扱者 帶廣市長代理助役

右ハ昭和十六年八月十六日ヨリ行旅病人トシテ收容救護中一月十九日病死シタルモ前記ノ通身元不詳ニ依リ假埋葬ス
右心當リノ向ハ直接該市長宛照會相成度

◎行旅死亡人

- 一取扱者 鳥取縣八頭郡池田村長
 - 一死亡ノ日時及狀態 昭和十六年十二月五日遍路姿ノ老人若櫻方面ヨリ來リ疲勞衰弱ノ極六日午前二時腦溢血症狀ニテ死亡
 - 一本籍住所氏名 不詳
 - 一年齡性別 推定五十八歳位 男
 - 一人相 顔稍長ク 色白キ方 頭髮鬚薄ク白髮ヲ交(前額部禿上レリ 身幹四尺八寸)
 - 一死因 腦溢血
 - 一着衣 上着ラシヤ黒厚司 下着木綿縱橫縞單衣 木綿縱縞單衣白木綿シャツ 帶人絹黑色兵兒帶
 - 一所持品 遍路笠一枚 現金紙幣七圓銅アルミ貨一圓四十三錢
- 右ノ者昭和十六年十二月六日鳥取縣八頭郡池田村大字落折四十一番地ニ於テ死亡寫眞指紋撮影ノ上假埋葬ニ付ス

右心當リノ向ハ直接該村長宛照會相成度

◎行旅死亡人

- 一本籍住所氏名不詳 年齡推定三十歳位 男
- 一人 相 五尺三寸位稍瘦型色白ニテ面長稍奥眼
- 一着 衣 紺無地冬脊廣服上下 茶色ネルワイシャツ 薄色毛絲アンダ襪衣コットン襪衣 ネクタイ 靴下
- 一携帶品、現金一錢 クローム側腕巻時計一個 珠數一個 小刀(ナイフ)一個
- 遺書紙片ニ「皆々様何かといろく〜と御世話になりまして 佐用奈良田中」トアリ
- 一死亡ノ區別 列車ヨリ飛下リ自殺
- 一死亡ノ日時及狀態 昭和十六年十一月十七日午後九時頃推定
- 省線山田驛ヨリ二見ヶ浦ニ向フ途中度會郡四郷村池内汐合川橋ニ差カ、リタル際列車ヨリ飛下リ自殺ヲ遂ケタルモノ、如シ
- 一取 扱 者 度會郡四郷村長
- 備考 右ノ一月十八日午後零時三十分頃發見四郷村大字鹿海字圓防

昭和十七年二月二十四日印刷
昭和十七年二月二十四日發行

共同墓地ニ假埋葬ス

右心當リノ向ハ直接該村長宛照會相成度

◎文部省推薦一般圖書

- △蒙 疆 漫 筆 高津彦次著 昭一六・九・三〇 定 價 四三〇錢
- △アラビヤ紀行 中野英治郎著 昭一六・一〇・一 定 價 三二四圓
- △闘 ぶ 義 手 河原魁一郎著 昭一六・一〇・二〇 定 價 二六七錢
- △日本工藝史 三光社發行 昭一六・九・一五 定 價 一圓五十錢
- △美 についで 高村光太郎著 昭一六・一〇・二〇 定 價 二〇九圓
- △ソヴェート通信 丸山政男著 昭一六・九・一五 定 價 二圓八十錢
- △日本昆蟲記 大町文衛著 昭一六・一〇・一二 定 價 四一五錢
- 朝日新聞社發行 朝日新聞社發行 朝日新聞社發行

發行 鳥取縣鳥取市東町
印刷 鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町